

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<廃止>>

1	廃止について	1~3
	(1) 廃止の定義	1
	(2) 廃止申込の流れ (需要者申出の場合)	2
	(3) 廃止申込の流れ (小売電気事業者申出の場合)	3
2	廃止の受付方法について	4~21
	(1) 供給地点の特定方法	4~5
	(2) 供給地点設備情報照会画面での確認事項	6~7
	(3) 受付時の留意事項	8~9
	(4) 廃止申込画面の説明	10~14
	(5) 廃止申込の入力確認画面の説明	15~16
	(6) 廃止申込の入力完了画面の説明	17~18
	(7) 施工希望時刻および接続供給廃止年月日の入力方法	19~21
3	廃止における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	22~28
	(1) 廃止申込後の受付工程の確認	22~24
	(2) 廃止申込の訂正および取消し方法	25~28
4	クーリング・オフによる廃止について	29~31
	(1) クーリング・オフ制度とは	29
	(2) クーリング・オフの申出の書面受領時期と対応方法について	29
	(3) クーリング・オフによる廃止申込の流れ	30~31

立会可否

建物解体（設備撤去）を受けて、事前に一般送配電事業者が供給設備を撤去する際、アンペアブレーカー等屋内に施設された設備を撤去する場合があります。この場合には、立会いのうえ設備を撤去させていただきますので、建物解体（設備撤去）が「有り」で、かつ、アンペアブレーカー等が施設されている場合は、立会可否を入力いただく必要があります。

立会希望日・立会希望時刻

立会可否が「可」になっていた場合、立会希望日および立会希望時刻を入力いただきます。一般送配電事業者は入力された希望日時に設備の撤去作業を行いません。なお、希望日時に伺うことができない場合は個別に調整させていただきます。

電気を使用していないことが明らかである供給地点における廃止申込み

需要者が小売事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、現小売電気事業者より需要者申出による廃止申込みを行なってください。

なお、申込みがない場合であっても、一般送配電事業者は、当該需要場所に係る接続供給を終了させるための処置を行うことがあります。